平成２１年（フ）第１８０７号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―445号、前住所兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘35番地の122
破産者　金谷　友督
1　破産債権の届出期間　平成23年10月27日まで
2　一般調査期日　平成23年11月17日午後３時
平成23年９月22日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８７号
福岡市東区みどりが丘３丁目９番16号
破産者　田代　弘光
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月22日午前10時
平成23年９月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２５号
神奈川県藤沢市鵠沼橘２丁目７番17号　レジデンツオグラ109、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷207番地14　ロメオ102号室
破産者　亀本佐綾香
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成24年１月11日午前10時
平成23年９月26日
長崎地方裁判所民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第６８０号
大阪府八尾市垣内３丁目73番地
破産者　株式会社総和興産
1　期日　平成23年11月18日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９９号
山口県防府市華城中央１丁目１番16号
破産者　日産畳店こと　藤田　和男
異議申述期間　平成23年10月28日まで
平成23年９月26日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６１号
福岡市中央区大名１丁目３番42号ローズマンション大名６階
破産者　Ｔｒａｄｉｔｉｏｎａｌ　Ｓｙｓｔｅｍｓ株式会社
異議申述期間　平成23年11月21日まで
平成23年９月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５７５号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号
破産者　信和商会こと　中井　信夫
異議申述期間　平成23年12月２日まで
平成23年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１１号
群馬県前橋市鳥羽町34番地の１
清算株式会社　株式会社バン企画
代表清算人　小野寺徹也
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第２０６３号
東京都千代田区神田駿河台４丁目３番地
清算株式会社　株式会社ＨＭＢ企画
代表清算人　上床　竜司
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０６４号
東京都港区赤坂４丁目８番14号
清算株式会社　ベーシック・エンターテイメント株式会社
代表清算人　藤島　克之
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第７号
長野県松本市波田字扇子田66番地19
清算株式会社　長野環境センター株式会社
清算人　谷　　俊彦
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（ヒ）第１０６号
鹿児島市南栄４丁目７番地
清算株式会社　栗野生コンクリート株式会社
代表清算人　溝江　弘明
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第８号
北海道滝川市栄町１丁目５番17―201号
清算株式会社　株式会社ニックス
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２３年（ヒ）第１０号
埼玉県新座市野火止８丁目18番６号
清算株式会社　プログレス精工株式会社
代表清算人　山口　直輝
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（ヒ）第２０６１号
東京都渋谷区神宮前６丁目５番６号サンポウ綜合ビル
清算株式会社　株式会社らぶれ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第４０号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西55番地
清算株式会社　株式会社アーバンダイナミック
代表清算人　弓削　美奈
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第６号
栃木県小山市東城南１丁目１番地18
清算株式会社　キムチの里本舗株式会社
代表清算人　小黒　昇己
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者のうち株式会社タツミ、栃木県信用保証協会及び株式会社整理回収機構（以下、三者を総称して「債権者ら」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から、１か月以内に換価代金から必要な費用を控除した残額を、各債権者らの債権額に応じて按分して弁済する。
2　債権者らを除く協定債権者は、清算株式会社に対し、その債務を免除する。
3　債権者らは、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、債権者らの債権総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、債権者らに対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を債権者らの債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、債権者らが前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
宇都宮地方裁判所栃木支部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第１号
名古屋市北区新沼町108番地
再生債務者　中京食材株式会社
主文　本件再生手続廃止決定後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、一般先取特権の実行もしくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求は除く。）をしてはならない。
平成23年９月22日
名古屋地方裁判所民事第２部